

契約保証金の取扱いについて

令和4年4月
たつの市

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の変更契約にかかる契約保証金の取扱いについては、下記のとおりとします。

記

1 契約金額の増額変更時の取扱い

契約金額を変更前契約金額から100分の20を超える増額変更を行う場合で、増額変更金額が200万円を超える場合は、契約保証金を変更後の契約金額の100分の10以上となるよう増額してください。

ただし、契約金額の増額変更が工期（履行期間）末に行われる等の場合で、発注者が契約保証金の増額変更を要しないと認めた場合は、この限りではありません。

2 工期（履行期間）延長時の取扱い

工期（履行期間）の延長がある場合で、契約保証金が金融機関等の保証、保証事業会社の保証又は履行保証保険の保証で終期に関する特約条項が付帯されている場合は、保証期間の延長手続を行ってください。

ただし、西日本建設業保証(株)による保証の場合又は履行保証保険の保証で終期に関する特約条項が付帯されていない場合においては、保証期間は、工事（業務）が完成するまでとなっているため、変更手続は要しません。

3 上記1及び2の取扱いに係る提出書類

保証の種類	提出書類
保証小切手の納付	保証金の増額分以上の小切手を追加納付
金融機関等の保証	保証金額を変更又は保証期間を変更する旨の「保証書」
保証事業会社の保証(※1)	保証金額を変更又は保証期間を変更する旨の「保証証書」
履行保証保険の保証	保証金額を変更又は保証期間を変更(※2)する旨の「異動承認書」

※1 西日本建設業保証(株)による保証の場合は除く。

※2 終期に関する特約条項が付帯されている履行保証保険の場合のみ。